

令和3年度まいづるチャレンジショップ 出店募集要項

1. 目的

本事業は、創業を希望する方が商売を体験し、そのなかで生じる課題に対して、舞鶴商工会議所が解決に向けた支援を行うことで、創業に繋げることを目的としています。

2. 募集店舗数

3店舗程度

3. 対象業種

小売業およびサービス業で次のものとする(飲食料品の販売を除く)。

※小売業の例：洋服、小物類等の販売。

※サービス業の例：ネイルデザイン、まつげエクステ、マッサージ等、サービスの提供。

そのほか、内容によっては要相談。

4. 対象者

- ・舞鶴市内にて小売業またはサービス業で創業を予定し、店舗を有したことがない方。
- ・チャレンジショップの出店期間中、営業の開始時間から終了時間まで店舗を管理することができる方。

5. 出店条件

- ①～④の要件をすべて満たしていること。
- ①出店するために必要な資格を有していること。
- ②20歳以上の成年者であること。
- ③過去2年において自己破産のほか、国税、地方税の滞納処分を受けていないこと。
- ④暴力団、暴力団員と一切関わりがないこと。

6. 出店期間・時間

10月4日(月)～1月31日(月) 午後1時～5時
(週5日以上で出店いただきます)

※12月29日(水)～1月4日(火)を除く。

7. 設備・備品(当所から提供)

- ・長机 2 台 ・椅子 2 脚
- ・白布 2 枚 ・コンセント 1 口 他 ※要相談

8. 出店料

無料

9. 申込期間

8 月 11 日(水)～9 月 8 日(水) ※必着

10. 申込方法

舞鶴商工会議所 HP から、「出店申込書」を入手いただき、当所の窓口または郵送で提出してください。

※資格が必要な種目は、資格取得の証明書(写し)を併せて提出ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

11. チャレンジショップ開店までのスケジュール

- | | |
|----------|-------------------------|
| ①申込書類の提出 | 9 月 8 日(水)必着 |
| ②書類審査、面談 | 9 月中旬 |
| ③説明会 | 9 月下旬 |
| ④営業開始 | 10 月 4 日(月)～1 月 31 日(月) |

12. 禁止事項

- ・風俗営業及びそれに類する営業種目の禁止。
- ・他の店舗並びに近隣の店舗の業務を妨害する臭気・煙及び騒音・振動を発生する営業種目の禁止。
- ・危険物を取り扱う営業種目の禁止。
- ・その他、舞鶴商工会議所が適さないと判断した種目の禁止。

13. 注意事項

- ・商品等の所持品は、出店者自身で責任を持って管理してください。所持品の紛失・盗難・破損について、舞鶴商工会議所は一切の責任を負いません。
- ・出店での売上は保証できるものではありません。
- ・お客様または他店舗とのトラブルは対応致しかねます。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響で「緊急事態宣言」等が発令された場合、出店中止もしくは時間短縮をお願いする場合があります。

14. 問い合わせ

舞鶴商工会議所(京都府舞鶴市字浜 66 番地) Tel 62-4600 担当 米田、松本